5　調達安定化措置に関する計画の承認等

(一)　特定農産加工業者（４の業種に属する事業を行う者に限る。以下同じ。）又は特定事業協同組合等（特定農産加工業者を構成員とするものに限る。以下同じ。）は、調達先としての指定農産物の生産地の変更、代替原材料（原材料たる指定農産物等に代替する農産物又はこれを使用して生産された農産加工品をいう。以下同じ。）の使用、原材料たる指定農産物等の効率的な使用、新商品又は新技術の研究開発又は利用、原材料たる指定農産物等又は代替原材料の保管その他の原材料の調達の安定化を図るための措置（特定事業協同組合等にあっては、その構成員がその事業に用いる原材料の調達の安定化を図るための措置。以下「調達安定化措置」という。）に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の承認を受けることができることとした。（第五条第一項関係）

(二)　(一)の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないこととした。（第五条第二項関係）

(1)　調達安定化措置の目標

(2)　調達安定化措置の内容及び実施時期

(3)　調達安定化措置の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法

(4)　特定事業協同組合等が新商品又は新技術の研究開発に必要な試験研究費に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

(5)　その他農林水産省令で定める事項

(三)　農林水産大臣は、(一)の承認の申請があった場合において、その計画が、次に適合するものであると認めるときは、その承認をすることとした。（第五条第三項関係）

(1)　当該計画に係る特定農産加工業者が４に規定する農産物の輸入に係る事情の著しい変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適応するために有効なものであって、農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

(2)　原材料たる農産物の国内の生産地との連携の強化その他の生産地からの当該農産物の調達の方法が適切なものであること。

(3)　その他政令で定める基準に適合するものであること。

(四)　農林水産大臣は、(一)の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を(一)の計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならないこととした。（第五条第四項関係）

6　株式会社日本政策金融公庫法の特例

株式会社日本政策金融公庫は、５の(一)の承認を受けた者が当該承認に係る計画に従って調達安定化措置を行うのに必要な資金のうち、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用に必要なもの又は調達先としての指定農産物の生産地の変更、代替原材料の使用、原材料たる指定農産物等の効率的な使用若しくは原材料たる指定農産物等若しくは代替原材料の保管を行うのに必要な製造若しくは加工のための施設の改良、造成若しくは取得に必要なものの貸付けの業務を行うことができることとした。（第六条関係）

7　資金の確保

国及び都道府県は、５の(一)の承認を受けた者が当該承認に係る計画に従って調達安定化措置を行うのに必要な資金の確保に努めることとした。（第七条関係）

8　指導及び助言

国及び都道府県は、５の(一)の承認を受けた者に対し、調達安定化措置の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うこととした。（第八条関係）

9　合理化施策の推進

国及び都道府県は、調達安定化措置と併せて、特定農産加工業者の新たな経済的環境への適応を円滑にするため、農業の生産性の向上、技術の研究開発の推進その他の農産加工業の合理化の促進に必要な措置を適切に講ずるよう努めることとした。（第九条関係）

10　雇用の安定等

国は、特定農産加工業者が農産加工品の原材料たる農産物の輸入に係る事情の著しい変化により事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定農産加工業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第一〇条第一項関係）

11　その他

(一)　５の(一)の承認を受けた者に対する当該承認に係る計画の実施状況に係る報告徴収及び報告義務違反に対する罰則について必要な規定を設けることとした。（第一一条及び第一三条第一項関係）

(二)　この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができることとした。（第一二条関係）

12　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、１の改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一六七号）（デジタル庁）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第一六号）附則第一条第一〇号に掲げる規定の施行期日は、令和六年五月二七日とすることとした。

◇デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一六八号）（デジタル庁）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三七号）附則第一条第一〇号に掲げる規定の施行期日は、令和六年五月二七日とすることとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一六九号）（デジタル庁）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四八号）の施行期日は、令和六年五月二七日とすることとした。

◇刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一七〇号）（法務省）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二八号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和六年五月一五日とすることとした。